

## 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び 総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定の検討について

- 前回懇談会までの改定事項の反映及び評価の適正化等を図る観点から、以下に示す事項等に関して現行ガイドラインにおける記述を修正・追加することを検討。
- 今後、地方整備局及び業界団体等に意見照会を行った上でガイドライン案を作成し、次回懇談会に提示。

## 1 . 技術者資格の追加(別添資料1参照)

- **技術力を有する技術者を適正に評価**するために現行の技術士、RCCM等に追加して、**土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】(土木関係分野に活用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に活用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に活用)を評価**する。

## 2 . 技術者の成績・表彰の適用年数の改定

- **技術者の成績・表彰の適用年数の適正化を**図るために以下の改定を行う。

【現行】

業務成績	表彰
同種・類似業務を対象とし、過去2～3年(平均)	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年

【改定案】

業務成績	表彰
同じ業務区分※の業務を対象とし、 <b>過去4年※※</b> (平均)	同じ業務区分の地方整備局発注業務を対象とし、 <b>過去4年※※※</b>

※同じ業務区分とは、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償

※※業務成績については、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(最大8年)とする。

※※※表彰の評価の詳細については5に示す。

## 主なガイドラインの検討内容②

### 3 . 担当技術者の実績等の活用

- 担当技術者が管理技術者としても活躍できるよう**担当技術者に対して付与された実績・成績（表彰）**については**予定管理技術者の評価対象**とする。

### 4 . 企業の成績・表彰の適用年数の改定

- **企業の成績・表彰の適用年数の適正化を図る**ために以下の改定を行う。

【現行】

業務成績	表彰
一般競争参加資格の業種区分を対象とし、過去2～3年(平均)	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年

【改定案】

業務成績	表彰
同じ業務区分※の業務を対象とし、 <b>過去2年**</b> (平均)	<b>同じ業務区分</b> の地方整備局発注業務を対象とし、 <b>過去2年***</b>

※同じ業務区分とは、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償

\*\*業務成績については、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(**最大4年**)とする。

\*\*\*表彰の評価の詳細については5に示す。

### 5 . 表彰の評価に関する改定

- **プロポーザル方式の技術評価**においては、**他地整の表彰も当該地整の表彰と同等に評価**する。
- 総合評価方式の技術評価における**他地整の表彰と当該地整の表彰の評価方法**について検討する。  
※各地整に共通する業務を代表地整が発注する場合の技術評価(総合評価方式による場合を含む)も同様)
- 企業・技術者の表彰に対する評価の**受注状況に応じた評価**について検討する。
- **プロポーザル方式の表彰制度の整合性**について検討する。

## 6 地域精通度・貢献度等に関する改定(地域要件に関する改定)

- **価格競争方式**は、発注者が仕様を確定すれば、企業および技術者に対して技術者資格や実績等の一定の競争参加者資格を求めるだけで品質確保が図られるものであることから、多くの競争参加者数が想定されるため、**競争参加資格として、地域要件等を適宜設定するものとする。**(ただし、**十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない**)

【調達方式別の地域要件及び地域精通度の考え方】 ◎:適宜採用・評価する ○:必要に応じて採用・評価 ×:採用・評価しない

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (ただし、十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りではない)	(○) (指名競争入札を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある。)

注1) 地域要件:一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度:一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

注3) 指名競争入札を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無も含まれる

## 7. 同種・類似業務の標準的な取扱いについて

建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を、参加要件及び特定・入札段階の技術評価に活用しているが、取扱いについて発注機関毎に差異が見られることから、業務分野毎に、個々の業務内容に応じた同種・類似業務の標準的な取扱いを検討する。(資料5)

## 8. その他

- **プロポーザル方式の技術者評価型**においては、標準的な発注方式事例の見直しに併せて削除する。
- 土木関係コンサルタント業務等の場合の**プロポーザル方式の選定の考え方**に「**予定価格の算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半を見積もりを活用する**」を明記する。
- **設計共同体の活用**として、「**原則として設計共同体の参加可能とする**」及び「**異業種JVも参加可能とする**」旨、明記する。
- その他、現行ガイドラインの原文についてもわかりやすい構成、表現ぶり等についても検討する。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式における審査・評価について、以下に示す事項等に関して現行ガイドラインにおける記述を修正・追加することを検討。
- 地方整備局において、ガイドラインの改定へ向けた試行を23年度より実施。

## 1. 評価項目及び評価のウエイトについて

- 実施方針及び特定テーマ又は評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととする。

## 2. 同種又は類似業務の評価方法について

- 管理技術者の実績の評価において、主任担当技術者及び担当技術者の立場での実績を従来より高く評価する。  
(従来：管理 1.0 主任 0.3 担当 0.1 ⇒ 改定案：管理 1.0 主任 0.5 担当 0.25)
- 類似業務について、従来より高く評価する。  
(従来：同種 1.0 類似 0.3 ⇒ 改定案：同種 1.0 類似 0.5)
- 各配置予定技術者につき、評価する実績の件数を1件とする。(従来：最大3件) 等

## 3. 成績評定の評価対象業務について

- 以下の改定を行う。

【現行の評価対象】	【改定案】
平成〇年〇月以降に担当した〇〇地方整備局営繕部発注業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	平成〇年〇月以降に担当した〇〇(国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局とし、相互利用する機関名を追記する)発注の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)

## 管理・照査技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等の試験や義務付け、継続研鑽を実施していること  (ただし、高度な業務監理能力、経験が必要な場合には、技術士(総合監理部門)の資格を優位に評価する。)	<p>[技術士と同等の資格要件]</p> <p>1) 基礎的学識、社会的知識に関する試験によるもの</p> <p>2) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの</p> <p>※上記試験は筆記試験及び面接試験。ただし、1)、2)の両方ともに筆記試験及び面接試験を行う必要はない</p> <p>3) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること</p> <p>4) 信用失墜行為の禁止、秘密保持、公益確保、名称表示、その他倫理に関する事項について義務付けが明確であること</p> <p>【具体的に該当する資格】 技術士</p>	<p>優</p> <p>◎</p>
②委託予定業務に必要な分野について、技術士に準じる試験や継続研鑽を実施していること	<p>[技術士に準じる資格要件]</p> <p>1) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの</p> <p>※上記試験は筆記試験又は面接試験の何れかにより担保。</p> <p>2) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること (倫理要綱等に従って行動することを求めていること)</p> <p>【具体的に該当する資格】 RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等</p>	<p>良</p> <p>○</p>
③上記以外は評価しない		【加点評価しない】 —

## 担当技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等又は準じる試験や継続研鑽を実施していること	<p>【具体的に該当する資格】 技術士、RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等</p>	<p>良</p> <p>○</p>
②上記以外は評価しない		【加点評価しない】 —